

(案)

## 業務委託契約書

- 1 委託業務名  
令和8年度セグロウリミバエトラップ調査作業
- 2 委託業務の内容  
トラップ誘殺虫の回収作業、ミバエ調査トラップの保守管理等
- 3 委託業務実施地域  
沖縄本島地域
- 4 委託費  
金 円
- 5 履行期間  
契約締結日～令和9年3月31日

上記業務委託について、沖縄県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）  
とは次の条項により委託契約を締結する。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市真地123番地  
沖縄県病害虫防除技術センター所長名

乙

(案)

(総則)

第1条 甲は、上記の調査作業を上記の金額で乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 甲は、乙に対して調査作業の概要を指示するものとする。

(委託業務の遂行)

第2条 乙は、上記の委託費の範囲内において、甲の定める令和8年度セグロウリミバエトランプ調査作業委託仕様書に基づき委託業務を遂行し、その結果を甲に報告するものとする。

(再委託について)

第3条 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(委託作業の変更等)

第4条 甲は、委託費の範囲内で、甲の都合により乙に委託作業の変更を行わせる必要があると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

(委託業務の遂行状況の調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の遂行状況について乙から報告や資料の提出を求めること、又はその遂行状況を調査することが出来るものとする。

(委託業務の完了報告)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なくその結果を取りまとめ、委託業務実績報告書(様式第1号)を甲に提出しなければならない。

(委託費の額の支払)

第7条 甲は、前条の報告書を受領したときは、遅滞なくその内容を審査し、適当と認めるときは乙の請求に基づいて30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) この委託業務を遂行することが困難であると認めるとき。
- (3) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (4) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる

(案)

とき。

(7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第9条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第10条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の実施に関し故意または過失によって甲又は第三者に損害を与えた時はその損害を賠償しなければならない。ただし、原因の判然しないものについては甲・乙協議してこれを処理するものとする。

(契約保証金)

第12条 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当するときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(委託費の変更)

第15条 本契約において、次の各号のいずれかの事情が生じた場合は、甲乙協議の上、委託金額の適正化を図ることができる。

(1) 一般経済情勢の変化のため、物価、賃金などの著しい変動が生じたとき。

(2) 仕様書に著しい変動が生じたとき。

(案)

様式第1号

文書記号番号

令和 年 月 日

沖縄県病害虫防除技術センター所長あて

機関長 氏名 印

令和8年度セグロウリミバエトラップ調査作業に関する委託業務実績報告書の  
提出について

みだしのことについて、 年 月 日で委託業務が完了したので、別紙のと  
おり提出します。

(案)

別紙

## 委託業務実績報告書

### 1 トラップ誘殺虫の回収および保守管理作業

回数	実施時期				保守管理						
	調査地域（北）		調査地域（南）								
1	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
2	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
3	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
4	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
5	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
6	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
7	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
8	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
9	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
10	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
11	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
12	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
13	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
14	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
15	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
16	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
17	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
18	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
19	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
20	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
21	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
22	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
23	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
24	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
25	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	
26	月	日	～	月	日	月	日	～	月	日	

### 2 作業方法

セグロウリミバエトラップ調査作業仕様書に基づき実施した。